

児童虐待防止に係る広報啓発業務 企画提案募集要項

1 業務の目的

全国の児童虐待による死亡事例は年間 70 件を超えています。年間 70 件以上、つまり 5 日間に 1 人のこどもが命を落としていることとなります。児童虐待問題は社会全体でかかわり、解決していくべき問題です。あれって虐待かもと、少しでも虐待の可能性を感じた時に、迷わずに児童相談所に通告を行うことで救われる命があります。

こども自身やその保護者を主なターゲットとし、全国共通「児童相談所虐待対応ダイヤル“189”」や、「親子のための相談 LINE」の普及啓発を行うことにより、気軽に通告・相談をしてもらうことで虐待の未然防止につなげていく。

2 業務委託の対象者

企画提案プロポーザルに応募できる者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による県の一般競争入札の参加の資格制限を受けている者
 - イ 応募図書受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ウ 県が賦課徴収する全ての県税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
 - エ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

3 事業概要

- (1) 委託内容
別添仕様書のとおり
- (2) 委託期間
契約締結日から令和7年3月31日までとする。
- (3) 事業費
2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

4 応募

- (1) 応募期間
令和7年1月6日（月）から令和7年1月20日（月）までの間（土・日・祝日除く）の各日午前9時から午後5時まで
- (2) 提出方法
応募図書は、持参若しくは郵送とすること。提出にあたっては、事前に電話等により事務局に連

絡したうえで、令和7年1月20日（月）午後5時までに事務局に到着するよう提出すること。

(3) 提出部数

正本1部、副本7部

(4) 募集要項の内容に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和7年1月6日（月）から令和7年1月14日（火）までの間（土・日・祝日除く）の各日午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

持参、電子メール又はファックスにより事務局に提出すること。

※提出後、電話により到着を確認すること。

ウ 質問に対する回答

令和7年1月15日（水）までに質問者に回答する。

(5) 応募図書

ア 応募申請書（様式第1号）

イ 提案者概要（様式第2号）

ウ 企画提案書（様式任意・A4縦片面印刷4枚以内）

エ 実施体制計画書（様式第3号）

オ 経費積算見積書（様式第4号）

カ その他提案内容を説明する書類（様式任意・A4片面印刷）

キ 添付資料

(ア) 会社概要等提案者の概要を説明する書類

(イ) 納税証明書（2種類：提出の日において発行から3か月以内のもの。副本には写しを添付）

①消費税又は地方消費税に滞納のない証明

国税所管：税務署（納税証明書「その3の2」若しくは「その3の3」）

②兵庫県税に滞納のない証明

地方税（都道府県）所管：兵庫県内県税事務所（「納税証明書（3）」）

※兵庫県税について、課税実績がない場合は誓約書（様式第5号）

(6) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(7) 応募図書の取扱い

応募図書は、本審査のみに使用し、応募者には返却しない。

5 審査

(1) 審査方法

ア 提出書類をもとに、事務局において事前審査を行い、これを通過した者のみ企画提案審査委員会において内容を審査する。

イ 企画提案審査委員会において、必要に応じて、応募者によるプレゼンテーションを実施する。実施する場合は、事前審査を通過した団体に対して別途通知する。なお、応募者多数の場合は、予め選考の上実施する。

ウ 提案事業は、以下の項目について審査の上、業務を委託する者を選定する。

(ア) 基本事項 業務内容、実施方法の妥当性、実行可能性、費用対効果等

(イ) 企画構成 企画全体のコンセプト、企画構成力（主なターゲットであるこどもやその保

護者が関心を持てる内容か、広告期間・時間帯・方法等が適切か、多くの県民に効果的に啓発できる創意工夫を凝らした活用方策か等)

(ウ) 実施体制 業務の実施体制、ノウハウや実績、関係団体等との協力関係の見込み等

(エ) その他 その他業務を遂行するに当たっての創意工夫等

エ 必要に応じて、提案者に対し、個別に内容の確認や書類の提出依頼、ヒアリング等を行う場合がある。

(2) 審査結果通知

審査結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。なお、審査の経過についての問い合わせには応じられない。

(3) 失格

直接又は間接に公平な審査に支障を来した場合、失格とすることがある。

6 業務内容等

(1) 県は、業務を委託する者として選定されたもの（以下「選定業務者」という。）と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と選定業務者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。

(2) 選定業務者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を県に提出すること。なお、業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び委託仕様書に従うこと。

(3) 契約形態は、原則として精算契約とし、契約条項は後日示す。

(4) 契約締結は、審査結果通知後すみやかに行うものとし、契約締結後は、契約書及び仕様書に従って事業を実施する。

(5) 選定業務者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定業務者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

(6) 本業務により制作される成果物等の著作権、所有権は、全て県に帰属するものとする。納入される成果物に第三者が著作権、肖像権その他の権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを行う。

(7) 選定業務者は、事業実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。

7 事務局

兵庫県福祉部児童家庭課 児童福祉班 藤田

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話：078-362-3182 ファックス：078-362-0061

E-mail：jidokatei@pref.hyogo.lg.jp